



# はり・きゅう券を交付します

国民健康保険または後期高齢者医療の加入者を対象にはり・きゅう券を交付します。  
はり・きゅう券は、1回の施術に600円の補助で、1年で30回までとなります。  
交付希望者は、運転免許証やマイナンバーカードなどの本人

**問い合わせ先**  
役場町民保健課国民健康保険係  
☎(86)1157「直通」

## 国民健康保険の はり・きゅう券（見本）

No 1 - 1  
長島町国民健康保険はり・きゅう受療券

見本 水郡長島町長 長島市 出雲郡 水田町

1. 本券の使用は、長島町国民健康保険が指定する、はり師・きゅう師に限り有効です。  
2. 受療のときは、本券と国民健康保険の資格が確認できるものを持参してください。  
3. 本券は、交付を受けた本人以外には使用できません。  
4. 本券による支給額は600円です。

国保記号番号	長国保
世帯主氏名	0
受療者名	0
生年月日	年月日
有効期限	令和8年3月31日
施術日	令和 年 月 日
施術者	

## 後期高齢者医療の はり・きゅう券（見本）

No 1 - 1  
長島町後期高齢者医療はり・きゅう受療券

見本 水郡長島町長 長島市 出雲郡 水田町

1. 本券の使用は、長島町が指定する、はり師・きゅう師に限り有効です。  
2. 受療のときは、本券と後期高齢者医療被保険者証を持参してください。  
3. 本券は、交付を受けた本人以外には使用できません。（本人以外の人が使用すると詐欺罪になります。）  
4. 本券による支給額は600円です。

被保険者番号	0
受療者名	0
生年月日	年月日
有効期限	令和8年3月31日
施術日	令和 年 月 日
施術者	

# 高齢者元気度アップ地域活性化事業 ～地域包括支援センターだより～

町では、65歳以上の健康づくりやボランティアなどの社会参加を促進し、健康維持や介護予防への取り組みを図ることを目的とした3つのポイント事業を実施しています。

### 【事業の流れ】

- ①長島町社会福祉協議会へ登録申請し、ポイントカードをもらう。
- ※既に登録申請されている場合は、再度申請する必要はありません。
- ②対象活動に参加し、ポイントをためる。
- ③貯まったポイントは、毎年2月末に地域商品券に交換申請する。

### ○個人ポイント事業

1人あたり5千円を上限に実績に応じて商品券を配布。

### ○グループポイント事業

1グループあたり6万円を上限に、実績に応じて商品券を配布。

### 問い合わせ先・申請先

長島町社会福祉協議会  
☎(86)0190「直通」

### 問い合わせ先

役場介護環境課地域包括係  
☎(86)1153「直通」

### ①長島町ボランティアポイント事業

- 「ポイント付与対象となる活動」
- ・高齢者の通いの場や介護保険施設などでの介護のお手伝い
  - ・自宅で生活する高齢者などの生活に係るお手伝い
  - ・町が認める介護分野の各種研修などを受講

### ②長島町個人ポイント事業

- 「ポイント付与対象となる活動」
- ・町が実施する健康増進または介護予防に関する活動
  - ・地域で行われている社会参加活動など、町が認めた活動
  - （老人クラブ、サロン、体操グループ、グラウンド・ゴルフグループなど）

### ③長島町グループポイント事業

- 「ポイント付与対象となる活動」
- ・互助活動ポイント
  - （高齢者を支援する活動、地域活性化の活動、町が認めた活動）
  - ・子育て支援ポイント（子育て支援活動）
  - ・子ども食堂ポイント
  - ・地域デビューポイント
  - （新規設立グループや新たに高齢者が加入したグループに付与）



囲みの中の数字を空欄にあてはめて、計算式を完成させましょう。  
※数字は一度ずつしか使うことはできません。

5 24 12 9 19 8 15

- ①  $\square - 3 + 8 = 24$
- ②  $55 - \square - \square = 34$
- ③  $72 - \square + 4 = 52$
- ④  $\square \times 6 - 13 = 35$
- ⑤  $\square \div \square + 17 = 20$

【答え】 ① 19 ② 7 ③ 24 ④ 8 ⑤ 15